

## 令和5年11月1日以降ご利用いただく 「ふるさと帰還通行カード」更新申込みの手続きについて

- ◆原発事故の警戒区域等に居住されていた方を対象とした無料措置が令和6年3月31日まで延長されました。
- ◆**現在お持ちのカード(桃色)は令和5年11月1日以降ご利用できません。**  
(令和5年10月31日まではご利用いただけます。)
- ◆令和5年11月1日以降利用をご希望の方は、**あらためて事前の更新申込みが必要**となりますので、同封の申込書に必要事項を記入、顔写真を貼付けの上、**東日本大震災発生時に居住されていた自治体窓口でお申込みください。**
- ◆**現在と同様に、福島県内のIC(スマートICを除く)及び常磐道山元ICのうちいずれかを入口又は出口とする走行が対象**です。  
(双葉町に居住されていた方に限り、東北道加須IC及び常磐道桜土浦ICも対象となります。)

### 申込からご利用までの流れ



※ご利用の目的が制度趣旨に合わない場合等、更新ができない場合があります。

※自治体窓口の受付開始日、受付場所、問合せ先等の詳細については、NEXCO東日本コーポレートサイト専用ページ及び各自治体HP等からご確認ください。

- ◆**更新申込みは、令和5年7月31日までに手続きください。それ以降にお申込みいただいた場合、令和5年10月末までに更新カードをお届けできない可能性があります。お早めに手続きをお願いいたします。**

# カード更新用申込書の記入方法等

記入にあたっては、**黒のボールペンで太枠部分をはっきりと記入してください。**  
**(鉛筆、消せるボールペン、修正ペンは不可)**

申込書は両面印刷ですので、**忘れずに両面ともに記入してください。**

### カード更新申込書 表面

カード更新用申込書 (お客様控え)

〒960-0000  
福島県福島市〇〇町1-1  
高速 太郎 様

〒980-8725  
東北高速道路(株) 東北  
ふるさと帰還通行カード

QR

現在の電話番号を記入してください。

郵送の場合はミシン目に沿って切り離し「自治体及び事務局提出用」のみを送付してください。

印刷された氏名、現住所に変更がある場合は、変更欄に変更後の情報を記載してください。  
 更新カード等は簡易書留(転居先への転送不可)にて送付しますので、カード更新用申込書に記載されている現住所(登録住所)をご確認いただき、  
**変更がある場合は必ず変更欄に記載してください。**

裏面に氏名、生年月日を記入の上、写真を貼り付けてください。  
**写真の規格等については、3ページをご確認ください。**

ご利用区間のご利用の目的を、4ページの「利用目的一覧表」のうち「(1) 制度趣旨に合ったご利用」の中から選択し記入してください。  
**「利用目的一覧表」にない場合、「その他」と記入の上、右欄に具体的な利用目的を記入してください。**

ご利用の目的	左欄で「その他」を記載した場合、 具体的な利用目的を記載
被災時住居への一時帰宅	

裏面上部の「お客様控え」にも、ご利用の目的を記入してください。

カード発行事務局使用欄	受付	電子化	一次	二次	検査	送付
-------------	----	-----	----	----	----	----

裏面上部(お客様控え)に、表面に記入したご利用の目的を記入してください。

裏面の同意項目をお読みいただき、同意の上チェックボックスへのチェック(☑)と、申込日の記入、署名をしてください。  
**同意いただけない(チェックボックスのチェック(☑)がない)場合、申込日の記入、署名のない場合は、更新カードは発行されません。**  
**(代理人が申請する場合も、申込者ご本人の署名が必要になります。)**

自治体窓口申込の前に、提出書類に不足はないか、チェックボックスでご確認ください。  
**本人確認書面は3ページをご確認ください。**

この部分になります

### カード更新申込書 裏面

カード更新用申込書 (お客様控え)

※表面に記入したご利用の目的を、こちらにも記入してください。

ご利用の目的	左欄で「その他」記載した場合 具体的な利用目的を記載
被災時住居への一時帰宅	

【受付窓口・受付方法】  
 東日本大震災発生時に居住していた各自治体にお問い合わせください。  
 【カード全般、カードの紛失・盗難等による再発行】  
 ■EXCO東日本お客さまセンター(24時間オペレーターが対応)  
 ☎0570-024024 または ☎5-5309-2424

カード更新用申込書(自治体及び事務局提出用)

「ふるさと帰還通行カード」を申込する場合は、以下の項目について同意し、チェックボックスにチェックを入れた上で、申込日、氏名を記入してください。チェックボックスにチェックがない場合や申込日、氏名の記入がない場合は、「ふるさと帰還通行カード」は発行されません。

なお、本カードの利用目的に反する走行が認められる場合は、ふるさと帰還通行カード利用約款に基づき、運行料金の支払いが発生したり、利用者資格が取り消される場合があります。

私は、本制度が、避難者の「生活再建に向けた一時帰宅等」を支援するものであることを理解した上で、利用目的の範囲内で利用することについて同意します。

私は、ふるさと帰還通行カード利用約款及びふるさと帰還通行カードプライバシーポリシーに同意します。

私は、上記の通り同意したことを認め、「ふるさと帰還通行カード」を申し込みます。

申込者氏名(自署) 高速 太郎

申込日 令和 5年 5月 1日

申込の前に今一度ご確認ください

記入もれはありませんか？  
 顔写真は貼付していますか？  
 現在お持ちの「ふるさと帰還通行カード」(写し)はご用意(同封)しましたか？  
 本人確認書類(写し)はご用意(同封)しましたか？

(代理人による申請の場合)  
 (同一世帯員以外の方による代理人申請)委任状はご用意(同封)しましたか？  
 委任者の本人確認書類(写し)はご用意(同封)しましたか？

【窓口申込の場合】  
 窓口申込の場合は、カード更新用申込書を切り離さず自治体窓口へ持参してください。

【郵送申込の場合】  
 郵送申込の場合は、(お客様控え)を切り離して(自治体及び事務局提出用)を東日本大震災発生時に居住していた自治体窓口へ送付してください。郵送付はお客様控えと異なります。

自治体確認欄

## 【顔写真について】

以下の規格の顔写真を、裏面に氏名、生年月日を記入の上貼付けしてください。

- ・本人のみが撮影されたカラー写真又はモノクロ写真（申請を行う6か月以内に撮影されたもの）
- ・縦45mm×横35mm、顔の高さ32～36mmを満たすもの
- ・正面无帽、無背景（影を含む）のもの
- ・写真データをプリンターで印刷する場合、写真用紙を使用すること（普通紙は不可）

料金所出口では、カードに印刷された写真をもとに、ご利用されるご本人様の確認を行いますので、ご本人様が特定できないもの（顔が切れているものや、髪が長すぎて目元がみえないもの、メガネの色が濃い（又は反射している）もの、装飾品等（マスク等）で顔の一部が隠れているもの等）の場合、申込書の受付ができなくなる場合がございますのでご注意ください。



## 【郵送受付】

遠方にお住まいの方等で自治体窓口での申請が難しい場合は、郵送による受付も実施しています。

- ①郵送の場合は、申込書上部の「お客様控え」をミシン目に沿って切り離して手元に残し「自治体及び事務局提出用」のみを送付してください。
- ②あわせて、下記の本人確認用書面の「写し」を同封のうえ、東日本大震災発生時に居住されていた自治体窓口あてに郵送してください。
- ③郵送で申込を行う場合の費用は、申込者ご本人様の負担となります。
- ④提出書類に不足・不備等があった場合、自治体から返送され、再提出が必要となる場合があります。

## 【代理人申請】

代理人申請も可能です。

- ①代理人による申請であっても、申込される方全員の本人確認用書面と代理人の方の本人確認書面が必要となります。
- ②同一世帯員以外の方が代理人申請をされる場合には、別途申込される方からの委任状が必要となります（ご家族でも現住所が異なる場合は同一世帯員とはなりません）。

## 【本人確認用書面】

申込時に必要な本人確認書類は下記(1)～(3)のいずれかの方法でご提示ください。

(1) 写真付の書類を1枚以上提示する方法	個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、旅券（パスポート）、障がい者手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書
(2) 右の<i>i</i>及び<i>ii</i>に掲げる書類をそれぞれ1枚以上提示する方法（計2枚以上）	<i>i</i> 写真の貼付のない住民基本台帳カード、健康保険証、年金手帳など、国又は地方公共団体が発行したもの
	<i>ii</i> 学生証、法人が発行した顔写真付きの身分証明等 (1) に掲げる書類を除く国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの
(3) (2) の<i>i</i>に掲げる書類を2枚以上提示する方法	(2) の<i>i</i>に掲げる書類を2枚以上

【受付窓口・受付方法】 東日本大震災発生時に居住していた各自治体にお問い合わせください。

### 【カード全般、カードの紛失・盗難等による再発行】

- NEXCO 東日本お客さまセンター（24時間オペレーターが対応）  
Tel0570-024-024 または 03-5308-2424
- カードに関するホームページ（申込書用紙、委任状もこちらから）は以下をご覧ください。  
◀ [http://www.e-nexco.co.jp/road\\_info/important\\_info/h29/card/](http://www.e-nexco.co.jp/road_info/important_info/h29/card/) ▶

【利用目的】 国土交通省道路局高速道路課までお問い合わせください。Tel03-5253-8500

NEXCO 東日本コーポレート  
サイト専用ページ



ふるさと帰還通行カードの  
情報はこちら

[http://www.e-nexco.co.jp/road\\_info/important\\_info/h29/card/](http://www.e-nexco.co.jp/road_info/important_info/h29/card/)

# 「ふるさと帰還通行カード」 利用目的一覧表

「(1) 制度趣旨に合ったご利用」の「利用目的」欄より、ご利用の目的を選択の上、「カード更新用申込書」の「ご利用の目的」欄に記入をお願いいたします。利用目的が本表にない場合、当該欄に「その他」と記入の上、その右欄に具体的な利用目的を記入してください。

## (1) 制度趣旨に合ったご利用

利用目的	補足説明
被災時住居への一時帰宅	→ 被災時住居への一時帰宅（避難先からの移動）
所有地等の保安全管理	→ 制度対象エリア内にある所有地等（山林・農地・牧場・宅地・倉庫等）の保安全管理（震災により高速道路を利用せざるを得なくなった場合） ※農作業、酪農、畜産を行う土地への移動を含む
役場手続き	→ 市役所・役場手続き等（避難先からの移動）
通院	→ 通院 ・震災により、避難先から高速道路を利用して通院せざるを得なくなった場合 ・帰還後、以前避難していた地域の医療機関への通院を継続する場合
墓参り	→ 墓参り（震災により高速道路を利用せざるを得なくなった場合）
離散家族間の往来	→ 震災により離れ離れとなった家族（親戚を含む）間の往来
自治会活動への参加	→ 自治会活動への参加 ・被災時居住地域の自治会活動への、避難先からの参加（地区会、消防団など） ・帰還後、避難先であった地域の自治会活動への参加（地区会、消防団など）
(1)の利用目的に係る送迎	→ (1)の利用目的に係る送迎

## (2) 制度趣旨に合わないご利用

利用目的
買物（生活必需品、日用品、家具、衣類等の購入）
通勤
通学
友人との交友活動
帰省（(1)の目的によるものを除く）
SA・PAの利用
アウトドア・レジャー
業務としての貨物の運搬（農産物・畜産物等の運搬を含む）
業務のための移動（営業等）
コンサート・観劇・スポーツ観戦
ドライブ・ツーリング
旅行・観光
塾・習い事・大会等への参加
ジム・トレーニング等を行うための移動
温泉・カラオケ・映画鑑賞
登山・山菜採り・海水浴
(2)の利用目的に係る送迎

※本制度で対象となるインターチェンジは、従前と変わりありません。